



## 耳納風土記⑬ 江戸時代の人々の暮らし

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。2000年も22年経ち、平成も過去になってしまい、私たちの暮らしも随分変わってきました。

今回は江戸時代の私たちの先祖の暮らしを古文書からひもといていき、江戸時代と今の暮らしを少し比べてみようと思います。九州歴史資料館に「名方規定」という妹川村の古文書が収蔵されています。今から200年前の文政4年（1821）に書かれたこの文書は妹川村の規定が1ヶ月毎に詳細に記されており、当時の人々の暮らしをありありと想像することができる貴重な資料です。

正月の項目は「是迄出来之通相心得祝儀可受事」<sup>これまでしゅつたいのとおりあいこころえしゅうぎうくべきこと</sup>ではじまり、いつも通り正月の挨拶をしなさい、とあります。その後2日までに名頭（区長のようなもの）は庄屋宅へ挨拶に出向くこと、さらには3日までに親類への挨拶、寺社への参詣を行っておくことが書かれています。また、名頭は当番制で久留米藩まで挨拶に行くことが記されています。三が日は挨拶で忙殺され、6日から15日まで庄屋の野狩りに獵師、勢子を出したり帳面類を作成したりと細かに規定が記されています。この正月の項目には「撫育米配当願極貧ニして子供五人己上之者家族年付名前取調正月十五日限庄屋元江差出可申事」と書かれており子どもが5人以上いる家庭で生活に困窮している者がいれば米の支給があるので15日までに庄屋宅へ申し出る事が書かれており、当時の社会福祉についても知ることができます。こういった項目は収穫に関わる月にも見られ、9月には「田畑損毛之年柄二候ハズ重々見分之上損毛之歩當見計若損毛之畝数多有之候ハズ皆無引等願出可申事」とあり収穫を見込めない場合は、よく調べ年貢を納めなくてもいいようお願い出ることが書かれています。

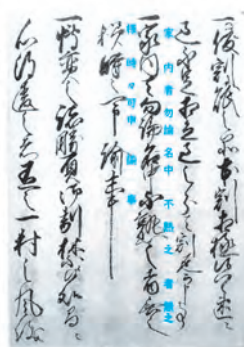
現在の道路河川愛護に似た慣習もあったようで2月には「名切養水溝筋普請手入二月中無恙取計可申事」、8月には「往来筋并道橋手入等作間見合取繕可申事」とあり、現代風に書くと2月中に自分の村の溝の掃除と手入れを行うこと、8月は道や橋の手入れを農作業の合間に行うこととなります。現在春と秋に行われている道路河川愛護と同じような事が江戸時代から行われていたことが分かります。

現在と同じと言えば、9月には「若宮祭礼

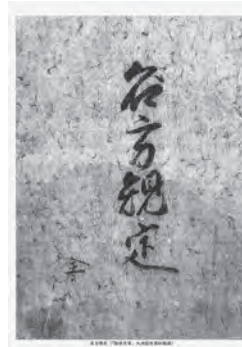
にじゅうくにちていれいのとおりとりはからい二十九日定例之通取計可申事」とあり、10月に行われる若宮八幡宮のおくんちが200年前にも例外なく行われていたことが文書として残っています。また江戸時代は旧暦であり現在から1ヶ月ほど暦が早いことを考えると時期も今と変わらないまま続いていることが分かります。

12月までの記述の後には、付録として村で生活する上での心得が書かれています。その中には村の集まりに対して「少々之病氣支等者押而罷出（多少の病氣は無理して出てくるように）」どうしても出られない場合は「組合之内江相頼刻限不違罷出（五人組の中の他の人に頼んで遅刻せずに来ること）」や最近では礼儀作法がなっていない者がいるのできちんと振る舞うこと、年貢類はきっちりと納めること等厳しいものもあります。しかし、「家内者勿論名中不熟之者無之様時々可申論事（家族は勿論村中の者と仲良く過ごすように）」といった家庭円満についても書かれています。

現在とは違う江戸時代の社会制度の中でも根本的な部分は今と変わらない部分もあり、社会制度が違っていても道路河川愛護やおくんちなど今も変わらず生活の中に根付いていることもあると気づかされる興味深い文書です。



村の者は仲良くしなさい、という記述



名方規定（「鎌水文書」九州歴史資料館蔵）